

株 主 各 位

東京都千代田区神田練堀町3番地
サイバネットシステム株式会社
代表取締役 安 江 令 子

第36回定時株主総会招集ご通知の一部訂正について

弊社「第36回定時株主総会招集ご通知」において、内容の一部に誤りがございましたので、ここに謹んでお詫び申しあげますとともに、本ウェブサイトをもって下記の通り訂正させていただきます。

なお、訂正箇所は、下線を付して記載しております。

記

<訂正箇所（下線は訂正部分）>

株主総会参考書類 17 ページ 第1号議案 取締役9名選任の件

（ご参考）独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

【訂正前】

当社は、独立社外取締役候補者の選定に当たり、次の各事項のいずれかに該当する場合には、独立性を欠くものと判断しております。よって、これらのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、実質的にも独立性を担保できると認められる人材であることに留意しております。

（1）最近10年以内に、次のいずれかに該当する者またはその二親等以内の親族であった者

- ① 当社もしくはその子会社の業務執行者
- ② 当社の親会社の業務執行者
- ③ 当社の親会社グループに所属する会社の業務執行者

（2）最近1年以内に、次のいずれかに該当する者またはその二親等以内の親族であった者

- ① 当社と重要な取引関係がある会社の業務執行者またはその親会社もしくはその重要な子会社の業務執行者
- ② 当社またはその子会社の弁護士やコンサルタント等であって、当社取締役報酬以外に多額の報酬その他財産上の利益を受け取っている者
それが法人・団体等である場合は、当該法人・団体の業務執行者
- ③ 当社の親会社の業務執行者
- ④ 当社の親会社グループに所属する会社の業務執行者

（3）その他、当社の一般株主全体との間で上記（1）（2）にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

【訂正後】

当社は、独立社外取締役候補者の選定に当たり、次の各事項のいずれかに該当する場合には、独立性を欠くものと判断しております。よって、これらのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、実質的にも独立性を担保できると認められる人材であることに留意しております。なお、当社は本独立性の判断基準を見直しており、本定時株主総会において選任予定の独立社外取締役の候補者より、適応しております。

（1）最近10年以内に、次のいずれかに該当する者またはその二親等以内の親族であった者

- ① 当社もしくはその子会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
- ② 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
- ③ 当社の親会社グループに所属する会社の業務執行者

（2）最近1年以内に、次のいずれかに該当する者またはその二親等以内の親族であった者

- ① 当社と重要な取引関係がある会社の業務執行者またはその親会社もしくはその重要な子会社の業務執行者
- ② 当社またはその子会社の弁護士やコンサルタント等であって、当社取締役報酬以外に多額の報酬その他財産上の利益を受け取っている者
それが法人・団体等である場合は、当該法人・団体の業務執行者

（削除）

（削除）

（3）その他、当社の一般株主全体との間で上記（1）（2）にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

以上